

# さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

令和5年3月29日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める書類)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、さいたま市マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の認定の申請、法第5条の6第1項の認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は法第5条の7第1項の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請をした者は、市長が法第5条の4の認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第5条の3第1項の認定の申請、認定更新の申請及び変更認定の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告)

第5条 法第5条の8の規定により報告を求められた認定管理者等（法第5条の5の認定管理者等をいう。以下同じ。）は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による改善命令を受けた認定管理者等は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめる旨の申出書(様式第3号)に、省令第1条の6の通知書(認定更新を受けた者にあつては省令第1条の8の通知書、変更認定を受けた者にあつては省令第1条の11の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第8条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第4号)によりその旨を認定管理者等に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

取下げ届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者（管理者等）の住所又はその名称  
及び法人にあつては、その代表者の氏名  
申請者（管理者等）の連絡先

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第 3 条の規定に基づき、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 取下げ理由

様式第2号（第4条関係）

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしないこととしたので、これを通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 認定しない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

認定管理者等の住所又はその名称及び

法人にあっては、その代表者の氏名

認定管理者等の連絡先

認定管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取りやめ理由

様式第4号（第8条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、次の管理計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 管理計画の認定コード
- 2 管理計画の認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取消し理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。